

自社株評価システム 2024 年版 帳票サンプル

CCS サポート株式会社

自社株評価システム 帳票サンプル

(一般の評価会社)

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCS出版	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R6.2.10		
直前期（自）	R4.4.1		
（至）	R5.3.31		
本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数(株)	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(%)	入力	
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	<input type="checkbox"/>	
池田和子	妻		100		100	25	<input type="checkbox"/>	
池田義男	弟	取締役	50		50	12	<input type="checkbox"/>	
鈴木恵子	姉		50		50	12	<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
自己株式								
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100	(5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100	(6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400		400	100		

入力

入力

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名	
役員	<input type="checkbox"/>
納税義務者が中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
納税義務者以外に中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
	(氏名)
判定	

■ 第2表：特定の評価会社の判定

● 1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1) 欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2) 欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

● 2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(4))	株式等保有割合 (2) ÷ (1)	判定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 805,422	(2) 千円 96,982	(3) % 12	非該当	

● 3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(4))	土地保有割合 (5) ÷ (4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
				大会社 中会社 小会社	土地保有割合
(4) 千円 805,422	(5) 千円 22,389	(6) % 2	中会社	卸売業 20億以上 7000万以上 ・小売・サービス 15億以上 4000万以上 ・上記以外 15億以上 5000万以上	70%以上 90%以上 70%以上 90%以上 70%以上 90%以上
判定			非該当		

● 4. 開業後3年未満の会社等

判定要素	開業年月日	判定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満
	(1) 開業後3年未満の会社			

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
		円 0.60	円 348	円 158	判定

● 5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当 ▼	休業中の会社	非該当 ▼
--------	-------	--------	-------

● 6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当 ▼
--------	-------

● 7. 特定の評価会社の判定結果

一般の評価会社

■第3表：一般の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 原則的評価方式による価額

<1株当たりの価額の計算の基となる金額>

類似業種比準価額 (1)	1株当たりの純資産価額 (2)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (3)
円 503,700	円 870,525	円

<1株当たりの価額の計算>

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	(1)の金額と(2)の金額のいずれか低い方の金額 (2)の記載がないときは(1)の金額	(4) 円
中会社の株式の価額	〔(1)と(2)とのいずれか低い方の金額×Lの割合〕+ 〔(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)×(1-Lの割合)〕	(5) 円 595,406
小会社の株式の価額	(2)の金額(3)の金額があるときは(3)の金額)と 「(1)の金額×0.50+(2)(又は(3))の金額×0.50」の低い方	(6) 円

<株式の価額の修正>

課税時期において配当期待権の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 1株当たりの配当金額 ((4),(5)又は(6)の金額) -	(7) 円
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合	修正後の株式の価額
株式の価額 ((4),(5),(6)又は(7)の金額) -	(8) 円
割当株式1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数
1株当たりの割当株式 数又は交付株式数	
円 × 株) ÷ (1株 + 株)	

●2. 配当還元方式による価額

<1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等>

直前期末の 資本金等の額 (9)	直前期末の 発行済株式数 (10)	直前期末の 自己株式数 (11)	1株50円とした 場合の発行済株式数 (12)	1株当たりの資本金 等の額 (13)
千円	株	株	株	円

<直前期末以前2年間の配当金額>

事業年度	年配当金額 (14)	非経常的な配当金額 (15)	経常的な年配当金額 (16)	年平均配当金額 (17)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	千円

<1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額>

1株(50円)当たりの 年配当金額	年平均配当金額 ÷ (12)の株式数 (この金額が2円50銭未満の 場合は2円50銭)	(18) 円
配当還元価額	(18)の金額 ÷ 10% × (13)の金額 ÷ 50円 (原則的評価方式による価額を超える場合は 原則的評価方式により計算した価額)	(20) 円

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額	(21) 円
株式の割当てを 受ける権利	(8)(配当還元方式の場合は (20)の金額) -	(22) 円
株主となる権利	割当株式1株当たりの払込金額	(23) 円
株式無償交付期待権		(24) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 595,406	株式に関する 権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	-----------	-----------------	---	---

■ 第4表：類似業種比準価額等の計算

● 1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1) ÷ (2) - (3)
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
			(5) 株 400,000

● 2. 比準要素等の金額の計算

< 1株(50円)当たりの年配当金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ)	(9) ((イ)+(ロ)) ÷ 2	(B2) 円
直前々期	200		(ロ)	250	(10)/(5) 0.50
直前々期の前期	200		(ハ)	(10) ((ロ)+(ハ)) ÷ 2	1株(50円)当たりの年配当金額
				200	(B) 円
					0.60

< 1株(50円)当たりの年利益金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額							比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(G1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(G2) 円
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ハ) 116,501	(C) 円
							348

< 1株(50円)当たりの純資産価額 >

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(ト)/(5) 158
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	(D2) 円
				(チ)/(5) 149
				1株(50円)当たりの純資産価額
				(D) 円
				158

● 3. 類似業種比準価額の計算
 < 1株（50円）当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号		産業機械器具卸売業		比準割合の計算		
業種目番号		No.	75			
類似業種の株価			区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
		(月)	(円)			
課税時期の属する月	2	534	評価会社 (円)	0.60	348	158
課税時期の属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464
課税時期の属する月の前々月	12	482	要素別比準割合	0.06	6.21	0.34
前年平均株価			比準割合	(21)		
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		447		2.20		
A (最も低いもの)		(20)	430	1株(50円)当たりの比準価額		(22) 円
				567.60		

類似業種と業種目番号		機械器具卸売業		比準割合の計算		
業種目番号		No.	74			
類似業種の株価			区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
		(月)	(円)			
課税時期の属する月	2	526	評価会社 (円)	0.60	348	158
課税時期の属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473
課税時期の属する月の前々月	12	481	要素別比準割合	0.05	5.43	0.33
前年平均株価			比準割合	(24)		
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		458		1.93		
A (最も低いもの)		(23)	435	1株(50円)当たりの比準価額		(25) 円
				503.70		

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22)と(25)のいずれか低い方) × (4)の金額 ÷ 50円	(26) 円
	503,700

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		修正比準価額	
比準価額	1株当たりの配当金額	(27)	円
((26)の金額)	-		円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合			
比準価額	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数
((26)または(27)の金額)	+	円 ×	株 ÷ (1株 + 株)
		修正比準価額	
		(28)	円

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCS出版		本店の所在地	大阪市淀川区〇〇2-9-15 〇〇ビル4F														
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比												
課税時期	令和6年2月10日			産業機械器具卸売業	75	100%												
直前期	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日																	
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。														
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合(⑤/④)%												
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	株200	個200	50												
	池田和子	妻		100	100	25												
	池田義男	弟	取締役	50	50	12												
	鈴木恵子	姉		50	50	12												
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 株主の区分 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 ⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。														
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>判定内容</th> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦役員</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑧へ)</td> </tr> <tr> <td>⑧納税義務者が中心となる同族株主</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑨へ)</td> </tr> <tr> <td>⑨納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)</td> <td>がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)</td> </tr> <tr> <td>判定</td> <td>原則的評価方式 ・ 配当還元方式</td> </tr> </table>			項目	判定内容	氏名		⑦役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑧へ)	⑧納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑨へ)	⑨納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)	判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式
項目	判定内容																	
氏名																		
⑦役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑧へ)																	
⑧納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⑨へ)																	
⑨納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ いない(原則的評価方式等) (氏名)																	
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式																	
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100												
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100												
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	400	100												

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定										
判 定 要 素		項 目		金 額		項 目		人 数		
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数		14 人		
		直前期末以前1年間の取引金額		千円 698,233				[従業員数の内訳] [継続勤務] (継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数) (14 人) + (140 時間) 1,800時間		
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						70人以上の会社は、大会社 (㊸及び㊹は不要)				
						70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定				
判 定 基 準		㊸ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分	
		総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額				
		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
		20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
		4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90 中	
		2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75 会	
		7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60 社	
		7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模のLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。										
判 定		大会社			中 会 社		L の 割 合		小 会 社	
					0.90		0.75		0.60	
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)						
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素										
		第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	第4表の ㊲の金額	第4表の ㊳の金額	第4表の ㊴の金額				判 定	判 定			
円	銭	円	円	円	銭	円	円	該 当	<input type="radio"/> 非該当						
0	60	348	158	0	50	308	149								
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である						
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		株 式 等 の 価 額 の 合 計 額 (第5表の④の金額)		株 式 等 保 有 割 合 (②/①)									
		①	千円	②	千円	③	%				判 定	判 定			
	805,422		96,982		12	該 当	<input type="radio"/> 非該当								
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準				判 定			
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		土 地 等 の 価 額 の 合 計 額 (第5表の⑤の金額)		土 地 保 有 割 合 (⑥/④)									
		④	千円	⑤	千円	⑥	%	大 会 社 ・ <input type="radio"/> 中 会 社 ・ 小 会 社							
			805,422		22,389		2								
		判 定 基 準		会 社 の 規 模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)					
										・卸売業 20億円以上 7,000万円以上20億円未満		・卸売業 7,000万円以上20億円未満			
								・小売・サービス業 15億円以上 4,000万円以上15億円未満		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満					
								・上記以外の業種 15億円以上		・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満					
		⑥の割合		70%以上 70%未満		90%以上 90%未満		70%以上 70%未満		90%以上 90%未満					
判 定		該 当		非 該 当		該 当		<input type="radio"/> 非 該 当		該 当		非 該 当			
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て							
		開業年月日	平成10年 4月 1日	判 定		開 業 後 3 年 未 満 で 有 る		開 業 後 3 年 未 満 で な い							
			該 当		<input type="radio"/> 非 該 当				<input type="radio"/> 非 該 当						
(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素				判 定 基 準	直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素 が い ず れ も 0 である(該当) でない(非該当)								
		第 4 表 の ㉞の金額	第 4 表 の ㉟の金額	第 4 表 の ㊱の金額	判 定										
		円	銭	円	円						判 定	判 定	判 定	判 定	
	0	60	348	158	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当									
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定					
		該 当	<input type="radio"/> 非 該 当	該 当	<input type="radio"/> 非 該 当							該 当	<input type="radio"/> 非 該 当		
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等		5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社			
		〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕													

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の②⑥、⑦又は⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の⑫の記載があ る場合のその金額)			
	① 円	② 円	③ 円			
	503,700	870,525				
1株当 たりの 価額 の計 算	区分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額		
	大会社の 株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額		④ 円		
	中会社の 株式の価額	$(\text{①の②のいずれか低い方の金額} \times \frac{L}{0.75}) + (\text{②の金額(③の金額があるときは③の金額)} \times (1 - \frac{L}{0.75}))$		⑤ 円 595,406		
	小会社の 株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ $(\text{①の金額} \times 0.50) + (\text{イの金額} \times 0.50)$		⑥ 円		
株式の 価額 の修 正	課税時期において配当期待 権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤又は⑥ の金額	1株当たりの 配当金額 円 銭	修正後の株式の価額 ⑦ 円		
	課税時期において株式の割 当てを受ける権利、株主と なる権利又は株式無償交付 期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤又は⑥ の金額	割当株式1株当 たりの払込金額 円 ×	修正後の株式の価額 ⑧ 円		
2・配 当還 元方 式に よる 価額	1株当たりの 資本金等の額、 発行済株式数等	直前期末の 資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の 発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の 自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の 額を50円とした場合の 発行済株式数 (⑨÷50円) ⑫ 株	1株当たりの 資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪)) ⑬ 円
	直前 の期 末当 以金 前額 2年	事業年度 ⑭ 年 配 当 金 額	⑮ 左のうち非経常的な 配 当 金 額	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮)	年平均配当金額 ⑰ (⑭+⑯)÷2	千円
	直前 々期	千円	千円	千円	千円	
	1株(50円)当 たりの年配 当金額	年平均配当金額 (⑰の金額) ÷ ⑫の株式数 = ⑱ 円 銭				この金額が2円50銭 未満の場合は2円50銭 とします。
配当還 元価額	$\frac{\text{⑱の金額}}{10\%} \times \frac{\text{⑬の金額}}{50\text{円}} =$ ⑲ 円				⑲の金額が、原則的 評価方式により計算した 価額を超える場合には、 原則的 評価方式により計算した 価額とします。	
3・株 式に 関 する 権 利 の 価 額 (1・及 び2・ に共 通)	配 当 期 待 権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	⑳ 円	㉑ 円	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	割当株式1株当たりの 払込金額 ⑳(配当還元方式の)	㉒ 円	㉓ 円		
	株 主 と なる 権 利 (割当株式1株当たりの価額)	㉔(配当還元方式の場合は㉕)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき 金額があるときは、その金額を控除した金額)	㉖ 円	㉗ 円		
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	㉘(配当還元方式の場合は㉕)の金額	㉙ 円	㉚ 円		

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)			
の額等の計算		① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000			
2. 比準要素の金額	1株(50円)当たり の年配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨	⑩	⑪	
	直前期	千円 300	千円	千円 300	⑨(⑦+⑧)÷2 千円 250	⑩ 50	⑪ 0	⑫ 60	
	直前々期	千円 200	千円	千円 200	⑩(⑧+⑨)÷2 千円 200	1株(50円)当たりの年配当金額 (⑩の金額)			
	直前々期の前期	千円 200	千円	千円 200		⑪ 0	⑫ 0	⑬ 60	
直前期末以前2(3)年間の利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額				
事業年度	⑭ 法人税の課 税所得金額	⑮ 左のうち 非経常的な 利益金額	⑯ 受取配当等 の益金 不算入額	⑰ 左の所得税 額	⑱ 損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑲ 差引利益金額 (⑭-⑮+⑯- ⑰+⑱)	⑳	㉑	
直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円 148,264	㉒ 348	㉓ 308	㉔ 348	
直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額 (㉒又は(㉓+㉔)÷2の金額)			
直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円 116,501	㉕ 348	㉖ 348		
直前期末(直前々期末)の純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額				
事業年度	㉗ 資本金等の額	㉘ 利益積立金額	㉙ 純資産価額 (㉗+㉘)		㉚	㉛	㉜		
直前期	千円 20,000	千円 43,374	千円 63,374		㉚ 158	㉛ 149	㉜ 158		
直前々期	千円 20,000	千円 39,853	千円 59,853		1株(50円)当たりの純資産価額 (㉚の金額)				
1株(50円)当たりの純資産価額					㉛ 158				
3. 類似業種比準価額の計算	類似業種と 業種目番号		産業機械器具卸売業 (No. 75)		区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額
	課税時期の 属する月	2月	①	534	評 価 社	円 0	銭 60	円 348	円 158
	課税時期の 属する月の前月	1月	②	516	類 似 種	円 8	銭 60	円 56	円 464
	課税時期の 属する月の前々月	12月	③	482	要 素 別 比 準 割 合	④	⑤	⑥	⑦
	前年平均株 価	④	⑤	447	比 準 割 合	④ 0.06			⑤ 6.21
	課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	⑥	⑦	430	⑥ 2.20				
	A(①、②、③、④及び ⑦のうち最も低いもの)	⑧	⑨	430	⑦ 567				
	類似業種と 業種目番号		機械器具卸売業 (No. 74)		区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額
	課税時期の 属する月	2月	㉑	526	評 価 社	円 0	銭 60	円 348	円 158
	課税時期の 属する月の前月	1月	㉒	508	類 似 種	円 10	銭 80	円 64	円 473
課税時期の 属する月の前々月	12月	㉓	481	要 素 別 比 準 割 合	㉑	㉒	㉓	㉔	
前年平均株 価	㉑	㉒	458	比 準 割 合	㉑ 0.05			㉒ 5.43	
課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	㉓	㉔	435	㉓ 1.93					
A(㉑、㉒、㉓、㉔及び ㉔のうち最も低いもの)	㉕	㉖	435	㉔ 503					
1株当たりの比準価額		比準価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額)			④の金額		⑦の金額		⑧の金額
					×		50円		⑧ 503,700
計	比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合		比準価額 (⑧の金額)		1株当たりの 配当金額		修正比準価額	
				-		円 銭		⑨ 円	
	比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合		比準価額 (⑩(⑧があると きは⑨)の金額)		割当株式1株当た りの払込金額		修正比準価額	
				+		円 銭 ×		⑩ 円	

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCS出版

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	① 805,422	② 724,520		合計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	④ 96,982	⑤ 42,000		$\frac{\text{①} - \text{③} - \text{④} - \text{⑥} - \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨} - \text{⑩} - \text{⑪} - \text{⑫}}{\text{①} - \text{③} - \text{④} - \text{⑥} - \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨} - \text{⑩} - \text{⑪} - \text{⑫}}$			
土地等の価額の合計額	⑥ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦ -	⑧ -					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 378,143	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 348,210	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑤-⑧)-④), マイナスの場合は0)	⑥ 297,241	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 400	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 80,902	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 870,525	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 29,933	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫ 700,000	円	

自社株評価システム 帳票サンプル

(特定の評価会社)

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第1表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社CCSS商事	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R6.2.10		
直前期（自）	R4.4.1		
（至）	R5.3.31		
本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●1. 株主及び評価方式の判定

<判定要素（課税時期現在の株式所有状況）>

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数(株)	株式の種類	議決権数(個)	議決権割合(%)	入力	
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	<input type="checkbox"/>	
池田和子	妻		100		100	25	<input type="checkbox"/>	
池田義男	弟	取締役	50		50	12	<input type="checkbox"/>	
鈴木恵子	姉		50		50	12	<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/>	
自己株式								
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100	(5)
筆頭株主グループの議決権の合計数					<input type="checkbox"/> 入力	400	100	(6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400		400	100		
			<input type="checkbox"/> 入力		<input type="checkbox"/> 入力			

判定	同族株主等（原則的評価方式等）
----	-----------------

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●2. 少数株式所有者の評価方式の判定

<判定要素>

氏名	
役員	<input type="checkbox"/>
納税義務者が中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
納税義務者以外に中心的な同族株主	<input type="checkbox"/>
	(氏名)
判定	

■ 第2表：特定の評価会社の判定

● 1. 比準要素数1の会社

直前期末における 判定要素 (1)	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 (1) 欄のいずれか2の 判定要素が0であり、 かつ、(2) 欄のいずれか 2以上の判定要素が0	
	円 0.60	円 348	円 158		
直前々期末における 判定要素 (2)	第4表の(B2)	第4表の(C2)	第4表の(D2)	判 定	非該当
	円 0.50	円 308	円 149		

● 2. 株式等保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	株式等の価額の 合計額 (第5表の(4))	株式等保有割合 (2) ÷ (1)	判 定	§ 判定基準 株式等保有割合が50%以上
(1) 千円 1,605,422	(2) 千円 882,000	(3) % 54	該 当	

● 3. 土地保有特定会社

総資産価額 (第5表の(1))	土地等の価額の 合計額 (第5表の(4))	土地保有割合 (5) ÷ (4)	会社の規模の判定	§ 判定基準	
				大会社 中会社 小会社	土地保有割合
(4) 千円 1,605,422	(5) 千円 22,389	(6) % 1	中会社	卸売業 20億以上 7000万以上 ・小売・サービス 15億以上 4000万以上 ・上記以外 15億以上 5000万以上	70%以上 90%以上 70%以上 90%以上 70%以上 90%以上
判 定			非該当		

● 4. 開業後3年未満の会社等

判 定 要 素	開業年月日	判 定	非該当	§ 判定基準 課税時期において 開業後3年未満
	(1) 開業後3年未満の会社			

(2) 比準要素数0の会社

直前期末における 判定要素	第4表の(B1)	第4表の(C1)	第4表の(D1)	§ 判定基準 判定要素がいずれも0	
		円 0.60	円 348	円 158	判 定

● 5. 開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当 ▼	休業中の会社	非該当 ▼
--------	-------	--------	-------

● 6. 清算中の会社

清算中の会社	非該当 ▼
--------	-------

● 7. 特定の評価会社の判定結果

株式等保有特定会社

■ 第4表：類似業種比準価額等の計算

● 1. 1株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (1) ÷ (2) - (3)
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000
			1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
			(5) 株 400,000

● 2. 比準要素等の金額の計算

< 1株(50円)当たりの年配当金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の年平均配当金額					比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円
直前期	300		(イ)	(9) ((イ)+(ロ)) ÷ 2	(B2) 円
直前々期	200		(ロ)	250	(10)/(5) 0.50
直前々期の前期	200		(ハ)	(10) ((ロ)+(ハ)) ÷ 2	1株(50円)当たりの年配当金額
				200	(B) 円
					0.60

< 1株(50円)当たりの年利益金額 >

(千円)

直前期末以前2(3)カ年間の利益金額							比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(G1) 円
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(G2) 円
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	1株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ヘ) 116,501	(C) 円
							348

< 1株(50円)当たりの純資産価額 >

(千円)

直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1又は0の会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(ト)/(5) 158
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	(D2) 円
				(チ)/(5) 149
				1株(50円)当たりの純資産価額
				(D) 円
				158

● 3. 類似業種比準価額の計算
 < 1株（50円）当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号		産業機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	75				
類似業種の株価		(月)	(円)	区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	534	評価会社 (円)	0.60	348	158	
課税時期の属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464	
課税時期の属する月の前々月	12	482	要素別 比準割合	0.06	6.21	0.34	
前年平均株価				(21)			
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価			447	比準 割合		2.20	
A (最も低いもの)		(20)	430	1株(50円)当たりの 比準価額		(22) 円	
						567.60	

類似業種と業種目番号		機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	74				
類似業種の株価		(月)	(円)	区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	526	評価会社 (円)	0.60	348	158	
課税時期の属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473	
課税時期の属する月の前々月	12	481	要素別 比準割合	0.05	5.43	0.33	
前年平均株価			458	(24)			
課税時期の属する月以前 2年間の平均株価			435	比準 割合		1.93	
A (最も低いもの)		(23)	435	1株(50円)当たりの 比準価額		(25) 円	
						503.70	

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((22)と(25)のいずれか低い方) × (4)の金額 ÷ 50円	(26) 円
	503,700

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		修正比準価額	
比準価額	1株当たりの配当金額	(27)	円
((26)の金額)	- 円		
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合			
比準価額	割当株式1株当たりの 払込金額	1株当たりの 割当株式数	1株当たりの割当 株式数又は交付株式数
((26)または(27)の金額)	+ 円	× 株	÷ (1株+ 株)
		修正比準価額	
		(28)	円

■第6表：特定の評価会社の株式等の価額の計算

●1. 純資産価額方式等による価額

<1株当たりの価額の計算の基となる金額>

類似業種比準価額 (1)	円	1株当たりの純資産価額 (2)	円	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (3)	円
	503,700		2,870,525		

<1株当たりの価額の計算>

区 分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
比準要素数1の会社の株式	(2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額)と「((1)の金額×0.25)+((2)又は(3)の金額×0.75)」の低い方	(4) 円
株式等保有特定会社の株式	(第8表の(27)の金額)	(5) 円 2,659,643
土地保有特定会社の株式	((2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額))	(6) 円
開業後3年未満の会社等の株式	((2)の金額((3)の金額があるときは(3)の金額))	(7) 円
開業前又は休業中の会社の株式	((2)の金額)	(8) 円

<株式の価額の修正>

課税時期において配当期待権の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額((4),(5),(6),(7)または(8)の金額) -	1株当たりの配当金額	円		(9) 円
課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額((4),(5),(6),(7),(8)または(9)の金額) -	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	(10) 円
	円	株	株	

●2. 配当還元方式による価額

<1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等>

直前期末の資本金等の額 (11)	千円	直前期末の発行済株式数 (12)	株	直前期末の自己株式数 (13)	株	1株50円とした場合の発行済株式数 (14)	株	1株当たりの資本金等の額 (15)	円
---------------------	----	---------------------	---	--------------------	---	---------------------------	---	----------------------	---

<直前期末以前2年間の配当金額>

事業年度	年配当金額 (16)	非経常的な配当金額 (17)	経常的な年配当金額 (18)	年平均配当金額 (19)
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	千円

<1株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額>

1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額÷(14)の株式数	(この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭)	(20) 円
配当還元価額	(20)の金額÷10%×(15)の金額÷50円	(純資産価額方式等による価額を超える場合は純資産価額方式等により計算した価額)	(22) 円

●3. 株式に関する権利の価額

配当期待権	1株当たりの予想配当金額	源泉徴収されるべき所得税相当額	(23) 円
株式の割当てを受ける権利	(10)(配当還元方式の場合は(22))の金額	割当株式1株当たりの払込金額	(24) 円
株主となる権利			(25) 円
株式無償交付期待権			(26) 円

●4. 株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 2,659,643	株式に関する権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円
--------	----------------	-------------	---	---

■ 第7表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算

● 1. S1の金額

＜受取配当金等收受割合の計算＞

事業年度	直前期 (1)	直前々期 (2)	合 計 (1)+(2)	受取配当金等收受割合
受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	$(1) \div ((1) + (2))$ (1)
営業利益金額	千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929	0.121

＜(B)－(b)の金額＞

1株(50円)当たりの 年配当金額 (B)	受取配当金等收受割合 (1)	(b)の金額 (3)×(1)	(B)－(b)の金額 (3)－(4)
(3) 円 0.60	(1)	(4) 円	(5) 円 0.60

＜(C)－(c)の金額＞

1株(50円)当たりの 年利益金額 (C)	受取配当金等收受割合 (1)	(c)の金額 (6)×(1)	(C)－(c)の金額 (6)－(7)
(6) 円 348	(1)	(7) 円 42	(8) 円 306

＜(D)－(d)の金額＞

1株(50円)当たりの 純資産価額 (D)	直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(1)の金額 (9)×((10)÷(11))
(9) 円 158	(10) <input type="checkbox"/> 入力 千円 832,000	(11) <input type="checkbox"/> 入力 千円 1,524,520	(12) 円 86
利益積立金額	1株50円とした場合の 発行済株式数	受取配当金等收受割合 (1)	(1)の金額 ((13)÷(14))×(1)
(13) 千円 43,374	(14) 株 400,000	(1)	(15) 円 13
(d)の金額 (12)+(15)	(D)－(d)の金額 (9)－(16)		
(16) 円 99	(17) 円 59		

< 1株(50円)当たりの比準価額 >

類似業種と業種目番号		産業機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	75				
類似業種の株価		(月)	(円)	区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	534	評価会社 (円)	0.60	306	59	
課税時期の属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464	
課税時期の属する月の前々月	12	482	要素別比準割合	0.06	5.46	0.12	
前年平均株価			447	(19)			
課税時期の属する月以前2年間の平均株価			430	比準割合		1.88	
A (最も低いもの)		(18)	430	1株(50円)当たりの比準価額		(20) 円	
						485.00	

類似業種と業種目番号		機械器具卸売業		比準割合の計算			
		No.	74				
類似業種の株価		(月)	(円)	区分	1株当たり年配当金額	1株当たり年利益金額	1株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	526	評価会社 (円)	0.60	306	59	
課税時期の属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473	
課税時期の属する月の前々月	12	481	要素別比準割合	0.05	4.78	0.12	
前年平均株価			458	(22)			
課税時期の属する月以前2年間の平均株価			435	比準割合		1.65	
A (最も低いもの)		(21)	435	1株(50円)当たりの比準価額		(23) 円	
						430.60	

< 1株当たりの比準価額 >

比準価額 ((20)と(23)のいずれか低い方) × 第4表(4)の金額 ÷ 50円	(24) 円
	430,600

< 比準価額の修正 >

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		修正比準価額	
比準価額 ((24)の金額) -	1株当たりの配当金額 (円)	(25)	円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		修正比準価額	
比準価額 ((24)または(25)の金額) +	割当株式1株当たりの払込金額 (円) ×	1株当たりの割当株式数 (株) ÷	1株当たりの割当株式数又は交付株式数 (株)
		(26)	円

■ 第 8 表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算(続)

● 1. S1の金額(続)

<純資産価額(相統税評価額)の修正計算>

相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤)	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表のイ)	差 引 (1)-(2)
(1) 千円 1,178,143	(2) 千円 882,000	(3) 千円 296,143
帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表のロ)+(ニ)-(ホ) □ 入力	差 引 (4)-(5)
(4) 千円 1,097,241	(5) 千円 832,000	(6) 千円 265,241
評価差額に相当する金額 (3)-(6)	評価差額に対する法人税額等 相当額 (7)×37%	課税時期現在の修正 純資産価額 (3)-(8)
(7) 千円 30,902	(8) 千円 11,433	(9) 千円 284,710
課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩)	課税時期現在の修正後の1株 当たりの純資産価額 (9)÷(10)	
(10) 株 400	(11) 円 711,775	

<1株当たりのS1の金額の計算の基となる金額>

修正後の類似業種比準価額 (第7表の(24),(25)又は(26))	修正後の1株当たりの純資産価額 (11)の金額
(12) 円 430,600	(13) 円 711,775

<1株当たりのS1の金額の計算>

区 分	1株当たりのS1の金額の算定方法	1株当たりのS1の金額
比準要素数1である 会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 [(12)の金額×0.25] + [(13)の金額×0.75]	(14) 円
大会社のS1の金額	(12)の金額と(13)の金額とのいずれか低い方 (13)の記載がないときは(12)の金額	(15) 円
中会社のS1の金額	[(12)と(13)の金額のいずれか低い方×Lの割合] + [(13)の金額×(1-Lの割合)]	(16) 円 500,893
小会社のS1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 [(12)の金額×0.50] + [(13)の金額×0.50]	(17) 円

● 2. S2の金額

課税時期現在の株式等 の価額の合計額	株式等の帳簿価額 の合計額	株式等に係る評価 差額に相当する金額	評価差額に対する 法人税額等相当額
(18) 千円 882,000	(19) 千円 832,000	(20) 千円 50,000	(21) 千円 18,500
S2の純資産価額相当額	課税時期現在の発行済 株式数	S2の金額	
(22) 千円 863,500	(23) 株 400	(24) 円 2,158,750	

● 3. 株式等保有特定会社の株式の価額

1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫)	S1の金額とS2の金額との合計額 (14),(15),(16)又は(17) + (24)	株式等保有特定会社の 株式の価額 (25)と(26)の低い方
(25) 円 2,870,525	(26) 円 2,659,643	(27) 円 2,659,643

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

01234233

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	(電話 06-6666-7777) 株式会社CCSS商事		本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇2-1-12 〇〇ビル4F														
代表者氏名	池田一郎		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比												
課税時期	令和6年2月10日			産業機械器具卸売業	75	100%												
直前期	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日																	
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。														
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④ 株式数 (株式の種類)	⑤ 議決権数	⑥ 議決権割合 (⑤/④)												
	池田一郎	納税義務者	代表取締役	株 200	個 200	50%												
	池田和子	妻		100	100	25												
	池田義男	弟	取締役	50	50	12												
	鈴木恵子	姉		50	50	12												
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合) 株主の区分 50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合 ⑤の割合 50%超 30%以上 15%以上 同族株主等 50%未満 30%未満 15%未満 同族株主等以外の株主 同族株主等(原則的評価方式等) 同族株主等以外の株主(配当還元方式) 「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。														
2. 少数株式所有者の評価方式の判定				<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>判定内容</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⊖ 役員</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)</td> </tr> <tr> <td>⊕ 納税義務者が中心となる同族株主</td> <td>である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)</td> </tr> <tr> <td>⊖ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)</td> <td>がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名)</td> </tr> <tr> <td>判定</td> <td>原則的評価方式 ・ 配当還元方式</td> </tr> </table>			項目	判定内容	氏名		⊖ 役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)	⊕ 納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)	⊖ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名)	判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式
項目	判定内容																	
氏名																		
⊖ 役員	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊕へ)																	
⊕ 納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等) ・でない(次の⊖へ)																	
⊖ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式) ・ がない(原則的評価方式等) (氏名)																	
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式																	
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	400	⑤ (②/④) 100												
筆頭株主グループの議決権の合計数				③	400	⑥ (③/④) 100												
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	400	100												

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

3. 会社の規模 (Lの割合) の判定									
判 定 要 素		項 目		金 額		項 目		人 数	
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円 493,533		直前期末以前1年間 における従業員数		14 人	
		直前期末以前1年間の取引金額		千円 698,233				[従業員数の内訳] [継続勤務] (継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数) (14 人) + (140 時間) 1,800時間	
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						70人以上の会社は、大会社 (㊸及び㊹は不要)			
						70人未満の会社は、㊺及び㊻により判定			
㊼ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分					㊽ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの 割合(中会社) の区分	
総資産価額(帳簿価額)			従業員数		取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超		30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超		7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中 会 社
2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下		3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下		2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	社
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下		2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模のLの割合(中会社)の区分」欄は、㊼欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊽欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定		中 会 社			小 会 社				
		L の 割 合							
		0.90	0.75	0.60					
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) でない(非該当)						
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素										
		第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	第4表の ㊲の金額	第4表の ㊳の金額	第4表の ㊴の金額	判 定	該 当 非 該 当						
		円 銭	円	円	円 銭	円	円								
		0 60	348	158	0 50	308	149		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当						
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である						
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		株 式 等 の 価 額 の 合 計 額 (第5表の④の金額)		株 式 等 保 有 割 合 (②/①)									
		①	千円	②	千円	③	%	判 定	<input type="radio"/> 該 当 非 該 当						
			1,605,422		882,000		54								
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準				会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)			
		総 資 産 価 額 (第5表の①の金額)		土 地 等 の 価 額 の 合 計 額 (第5表の⑤の金額)		土 地 保 有 割 合 (⑥/④)									
				④	千円	⑤	千円	⑥	%	大 会 社 ・ <input type="radio"/> 中 会 社 ・ 小 会 社					
					1,605,422		22,389		1						
				判 定 基 準		会 社 の 規 模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
				⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満		
		判 定		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当		該 当		非 該 当	
4・開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課 税 時 期 に お い て		課 税 時 期 に お い て							
		開業年月日	平成10年 4月 1日		判 定	該 当		<input type="radio"/> 非 該 当							
	(2)比準要素数0の会社	判 定 要 素		直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素		判 定 基 準		直 前 期 末 を 基 と し た 判 定 要 素 が い ず れ も 0							
				第4表の ㉞の金額	第4表の ㉟の金額	第4表の ㊱の金額	判 定		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当						
				0 60	348	158	判 定		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当						
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定					
		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当		該 当 <input type="radio"/> 非 該 当						該 当 <input type="radio"/> 非 該 当					
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社 ② 株式等保有特定会社						3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等							
		5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社						〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕							

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1.	1株当たりの資本金		直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等 の額(①÷(②-③))	1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)									
	の額等の計算		① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000									
2.	比 準 要 素 等 の 金 額	1株(50円)当たり の年配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額									
		事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨ 円 0	銭 60								
		直前期	千円 300	千円	千円 300	⑨(⑦+⑧)÷2 千円 250	⑩ 円 0	銭 50								
		直前々期	千円 200	千円	千円 200	⑩(⑧+⑨)÷2 千円 200	1株(50円)当たりの年配当金額 (⑩の金額)									
		直前々期の前期	千円 200	千円	千円 200		⑪ 円 0	銭 60								
素 等 の 金 額	1株(50円)当たり の年利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額										
	事業年度	⑪ 法人税の課 税所得金額	⑫ 左のうち 非経常的な 利益金額	⑬ 受取配当等 の益金 不算入額	⑭ 左の所得税 額	⑮ 損金算入し た繰越欠損 金の控除額	⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬- ⑭+⑮)									
	直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円 148,264	⑰ 円 348									
	直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円 130,625	⑱ 円 308									
	直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円 116,501	⑲ 円 348									
計 算	1株(50円)当たり の純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額										
	事業年度	⑰ 資本金等の額	⑱ 利益積立金額	⑲ 純資産価額 (⑰+⑱)		⑳ 円 158	㉑ 円 158									
	直前期	千円 20,000	千円 43,374	千円 63,374		㉒ 円 149	㉓ 円 149									
	直前々期	千円 20,000	千円 39,853	千円 59,853		1株(50円)当たりの純資産価額 (㉒の金額)										
	⑳ 円 158	㉓ 円 158														
3.	株 類 似 業 種 比 準 価 額 の 計 算	類似業種と 業種目番号		比 準 割 合 の 計 算	区 分	1株(50円)当たり の年配当金額		1株(50円)当たり の年利益金額		1株(50円)当たり の純資産価額		1株(50円)当たり の比準価額				
		課税時期の 属する月	2月			① 円 534	評 価 社	② 円 0	銭 60	③ 円 348	④ 円 158	※ ②×④×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。				
		課税時期の 属する月の前月	1月			② 円 516	類 似 業 種	⑤ 円 8	銭 60	⑥ 円 56	⑦ 円 464					
		課税時期の 属する月の前々月	12月			③ 円 482	要 素 別 比 準 割 合	⑧ 円 0.06	⑨ 円 6.21	⑩ 円 0.34						
		前年平均株 価	④ 円 447			比 準 割 合	⑩ + ⑨ + ⑧ 3		= ⑪ 2.20		⑫ 円 567		銭 60			
		課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	⑤ 円 430			計 算										
		A(①、②、③、④及び ⑤のうち最も低いもの)	⑥ 円 430			算										
		類似業種と 業種目番号				比 準 割 合 の 計 算	区 分	1株(50円)当たり の年配当金額		1株(50円)当たり の年利益金額			1株(50円)当たり の純資産価額		1株(50円)当たり の比準価額	
		課税時期の 属する月	2月					㉑ 円 526	評 価 社	㉒ 円 0	銭 60		㉓ 円 348	㉔ 円 158	※ ②×④×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。	
		課税時期の 属する月の前月	1月					㉕ 円 508	類 似 業 種	㉖ 円 10	銭 80		㉗ 円 64	㉘ 円 473		
課税時期の 属する月の前々月	12月	㉙ 円 481	要 素 別 比 準 割 合	㉚ 円 0.05	㉛ 円 5.43			㉜ 円 0.33								
前年平均株 価	㉝ 円 458	比 準 割 合	㉜ + ㉛ + ㉚ 3		= ㉞ 1.93			㉟ 円 503	銭 70							
課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価	㉞ 円 435	計 算														
A(㉑、㉒、㉓、㉔及び ㉕のうち最も低いもの)	㉟ 円 435	算														
1株当たりの比準価額		比準価額 (㉟と㊱とのいずれか低い方の金額)		×				④の金額 50円		㊱ 円 503,700						
計 算	比準価額 の修正		直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合		比準価額 (㊱の金額)			1株当たりの 配当金額 円 銭		修正比準価額 ㊲ 円						
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合		比準価額 (㊱(㊲があると きは㊳)の金額)		+			割当株式1株当た りの払込金額 円 銭× 1株当たりの割 当株式数 株)÷(1株+ 1株当たりの割当株 式数又は交付株式数 株)		修正比準価額 ㊳ 円						

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	① 1,605,422	② 1,524,520		合計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	④ 882,000	⑤ 832,000		$\frac{\text{①} - \text{③} - \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$			
土地等の価額の合計額	⑥ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦ -	⑧ -					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 1,178,143	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 1,148,210	千円	
帳簿価額による純資産価額 (②+(⑦-⑧)-④), マイナスの場合は0)	⑥ 1,097,241	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 400	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥, マイナスの場合は0)	⑦ 80,902	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 2,870,525	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 29,933	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤) の割合が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫ -	円	

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1・純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②⑥、②⑦又は②⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の②⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の②⑫の記載がある場合のその金額)	
	①		円	円	円	
	503,700			2,870,525		
	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
	比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)			円	
	株式等保有特定会社の株式	(第8表の②⑦の金額)			円 2,659,643	
土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			円		
開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			円		
開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧の金額) - 円 銭		修正後の株式の価額		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当 1株当たりの 1株当たりの割当株式 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧の金額) + (⑨があるときは⑨の金額) 円 × 株 ÷ (1株 + 株)		修正後の株式の価額		
2・配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪ ÷ (⑫ - ⑬)) ⑮ 円
	直前期配当以前金額2年	事業年度	⑯ 年配当金額 千円	⑰ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯ - ⑰) 千円	年平均配当金額 ⑲ (⑱ ÷ 2) 千円
	直前期		千円	千円	⑳ 千円	
	直前々期		千円	千円	千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲の金額) ÷ ⑭の株式数 = 円 銭 (この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。)				
配当還元価額	⑳の金額 ÷ 10% × ⑮の金額 ÷ 50円 = 円 (⑳の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。)					
3・株式に関する権利の価額 (1・及び2・に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき (円 銭) - (円 銭) 所得税相当額		㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)	
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は⑳)の金額 - 割当株式1株当たりの 円 払込金額		㉔ 円		
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は⑳)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円		
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は⑳)の金額		㉖ 円		
	株式の評価額	2,659,643				
	株式に関する権利の評価額					

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名 株式会社CCSS商事

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1.	受取配当金等	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等受割合 (①÷(①+②))								
	受取割合の計算	受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	千円 22,660	※小数点以下3位未満切り捨て ◎								
		営業利益の金額	千円 98,310	千円 65,619	千円 163,929									
						0.121								
S ₁	B-③の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表のB)	③の金額 (③×◎)		B-③の金額 (③-④)									
		③	円 0	銭 60	④	円 0	銭 0	⑤	円 0	銭 60				
の	C-⑥の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表のC)	⑥の金額 (⑥×◎)		C-⑥の金額 (⑥-⑦)									
		⑥	円 348	⑦	円 42	⑧	円 306							
金	D-⑩の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表のD)	直前期末の株式等 帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)									
		⑩	円 158	⑪	千円 832,000	⑫	千円 1,524,520	⑬	円 86					
額	D-⑭の金額	利益積立金額 (第4表の⑭の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円と したときの発行済株式数 (第4表の⑮の株式数)		(イ)の金額 (⑩×(⑫÷⑬))									
		⑭	千円 43,374	⑮	株 400,000	⑯	円 13							
		⑭の金額(⑫+⑯)	D-⑭の金額(⑩-⑯)		(注) 1 ◎の割合は、1を上限とします。 2 ⑯の金額は、⑫の金額(⑩の金額)を上限と します。									
		⑯	円 99	⑰	円 59									
1 株 (50 円) 当 た り の 比 準 価 額 の 修 正 計 算	類似業種 の 比 準 価 額 の 修 正 計 算	類似業種と 業種目番号	産業機械器具卸売業 (No. 75)		区分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額					
		課税時期の 属する月	2月	⑱	534	円	⑮	円	⑰	円	※ ⑱×⑲×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)			
		課税時期の 属する月の前 月	1月	⑳	516	円								
		課税時期の 属する月の前 々々月	12月	㉑	482	円	B	円 8	銭 60	C		円 56	D	円 464
		前年平均株 価	⑳	円 447			要素別 比準割合	⑮/B	0.06	⑮/C		5.46	⑮/D	0.12
		課税時期の属 する月以前2 年間の平均株 価	㉒	円 430			比 準 合 割	⑮/B + ⑮/C + ⑮/D 3				⑲	= 1.88	⑳
A(⑱、⑲、㉑、㉒及び ㉓のうち最も低 いもの)	㉓	円 430												
1 株 (50 円) 当 た り の 比 準 価 額 の 修 正 計 算	類似業種 の 比 準 価 額 の 修 正 計 算	類似業種と 業種目番号	機械器具卸売業 (No. 74)		区分	1株(50円)当 たりの年配 当金額	1株(50円)当 たりの年利 益金額	1株(50円)当 たりの純資 産価額	1株(50円)当 たりの比 準価額					
		課税時期の 属する月	2月	㉔	526	円	⑮	円	⑰	円	※ ㉔×㉔×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)			
		課税時期の 属する月の前 月	1月	㉕	508	円								
		課税時期の 属する月の前 々々月	12月	㉖	481	円	B	円 10	銭 80	C		円 64	D	円 473
		前年平均株 価	㉗	円 458			要素別 比準割合	⑮/B	0.05	⑮/C		4.78	⑮/D	0.12
		課税時期の属 する月以前2 年間の平均株 価	㉘	円 435			比 準 合 割	⑮/B + ⑮/C + ⑮/D 3				⑲	= 1.65	㉔
A(㉔、㉕、㉖、㉗及び ㉘のうち最も低 いもの)	㉙	円 435												
1株当たりの比準価額		比準価額 (㉔と㉔とのいずれか低い方の金額)			×	第4表の④の金額 50円			㉚	円 430,600				
比 準 価 額 の 修 正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合	比準価額 (㉚の金額)		-	1株当たりの 配当金額 円 銭		修正比準価額 ㉛		円					
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合	比準価額 (㉚(㉛がある ときは㉛)の金額)		+	割当株式1株当 たりの払込金額 円 銭×		1株当たりの 割当株式数 株)÷(1株+		修正比準価額 ㉜		円			

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名 株式会社CCSS商事

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. S ₁ の金額	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		差引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	③	千円
		1,178,143		882,000		296,143
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④+(③-⑤)の金額)(注)		差引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円
		1,097,241		832,000		265,241
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円
		30,902		11,433		284,710
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の③及び⑤の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
⑩	株	⑪	円			
	400		711,775			
1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑭、⑮又は⑯の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
		⑫	円	⑬	円	
			430,600		711,775	
S ₁ の金額の計算	区分		1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額
	1株当たりのS ₁ の金額		比準要素数1である会社のS ₁ の金額 次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)			⑭
	上	大会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額			⑮
	外	中会社のS ₁ の金額	(⑫の⑬のいずれか低い方の金額 × Lの割合) + (⑬の金額 × (1 - Lの割合)) 0.75			⑯
	会社	小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)			⑰
					500,893	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の④+(③-⑤)の金額)(注)		株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑱-⑲)	
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円
		882,000		832,000		50,000
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱ - ㉑)		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S ₂ の金額 (㉒ ÷ ㉓)	
㉑	千円	㉓	株	㉒	円	
	863,500		400		2,158,750	
3. 株式等保有特定会社の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+㉒)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉔と㉕とのいずれか低い方の金額)
		㉔	円	㉕	円	
			2,870,525		2,659,643	

※ 自社株分散シミュレーション（1）※

様

§ 株式の贈与 §

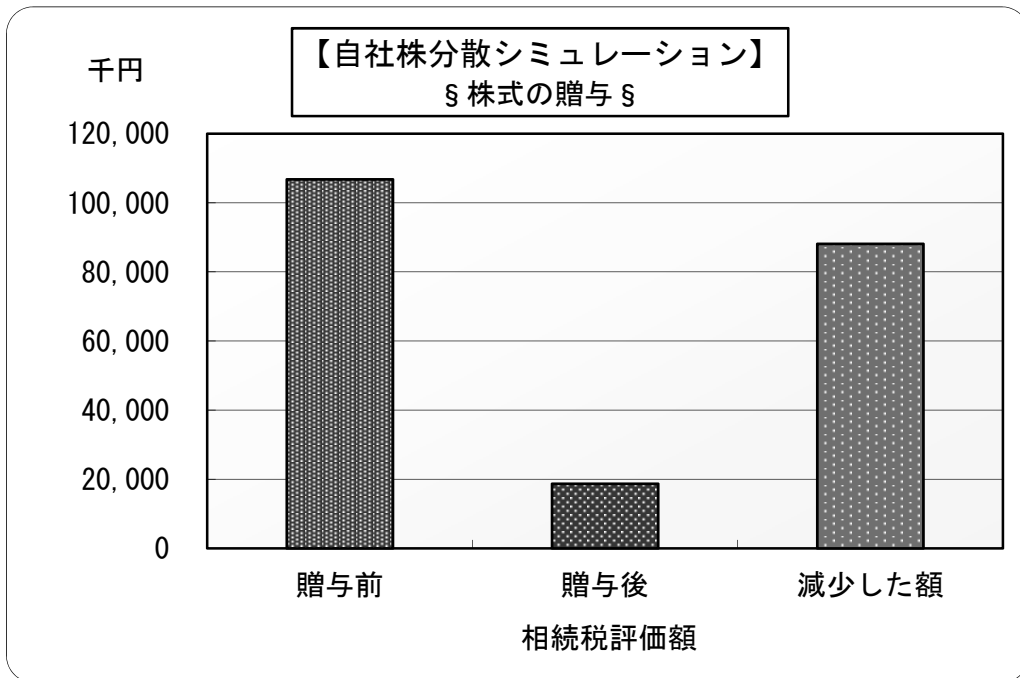
贈与者氏名	池田一郎
贈与者の持ち株数	20,000
贈与する株数	16,500
贈与後の株数	3,500

株式の相続税評価額 (1株あたり:円)	5,340
------------------------	-------

(円)

贈与前の相続税評価額	106,800,000
贈与後の相続税評価額	18,690,000
減少した額	88,110,000

受贈者氏名	受贈する株数
池田次郎	6,000
池田三郎	2,500
池田良子	2,000
池田義男	2,000
池田和子	2,000
池田俊郎	2,000
合計	16,500



◎受贈者の贈与税額

※税率選択 直系尊属からの贈与



(単位:千円)

	池田次郎		池田三郎		池田良子		池田義男	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1度に贈与した場合	11,320	11,320	3,000	3,000	1,974	1,974	1,974	1,974
3年間で均等に贈与	1,974	5,922	402	1,206	269	807	269	807
5年間で均等に贈与	761	3,805	157	785	103	515	103	515
10年間で均等に贈与	215	2,150	23	230				

	池田和子		池田俊郎		池田義男	
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
1度に贈与した場合	1,974	1,974	1,974	1,974		
3年間で均等に贈与	269	807	269	807		
5年間で均等に贈与	103	515	103	515		
10年間で均等に贈与						

(A) = 1年当たりの贈与税額 (B) = 贈与税の合計額

※ 自社株分散シミュレーション（2）※

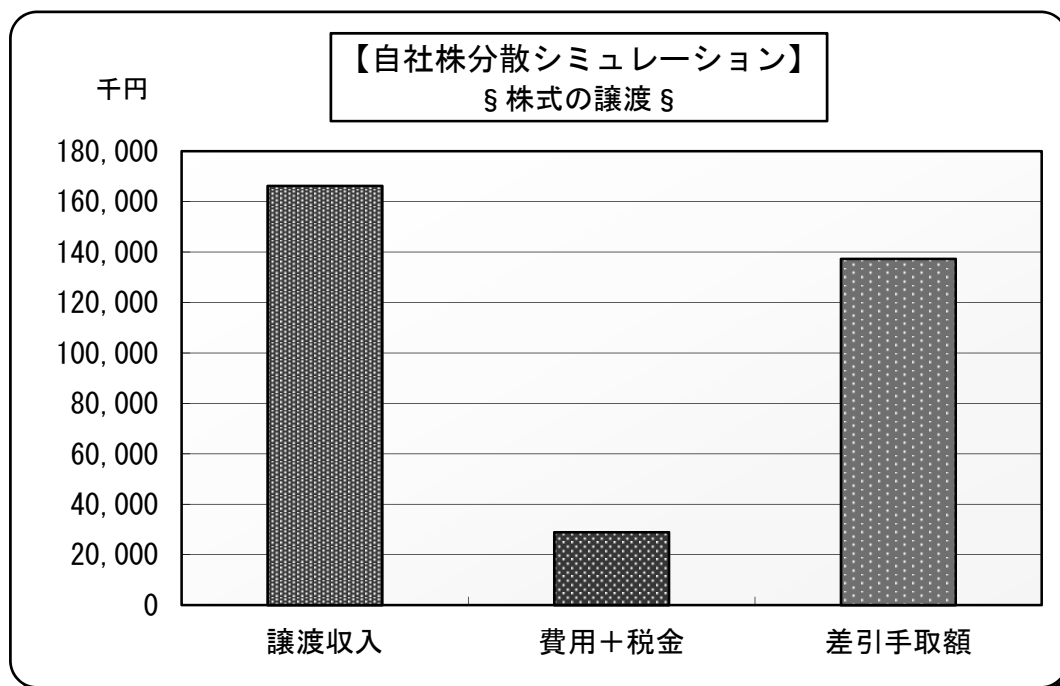
様

§ 株式の譲渡 §

譲渡者氏名	池田一郎	譲渡収入	166,250,000
譲渡者の持ち株数	60,000	譲渡原価	25,000,000
譲渡する株数	50,000	他の譲渡費用	300,000
譲渡後の株数	10,000	譲渡所得 (千円未満切捨)	140,950,000
株式の相続税評価額 (1株あたり：円)	3,325	所得税 (15.315%)	21,586,492
株式の額面金額 (1株あたり：円)	500	住民税 (5%)	7,047,500
		手取額	137,316,008

譲渡前の相続税評価額	199,500,000
譲渡した金額	166,250,000
譲渡による手取額収入	137,316,008
譲渡後の財産金額	170,566,008

※所得税は復興特別所得税を含めた金額を表示しています。



※ 連年贈与シミュレーション ※

様

(単位:千円)

項目 (氏名など)	池田一郎		田中二郎		
贈与する金額	30,000	50,000	25,000	25,000	25,000
贈与する年数(A)	5	5	10	5	2
贈与税率の種類	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属
1年当たりの贈与額	6,000	10,000	2,500	5,000	12,500
基礎控除額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
課税贈与額	4,900	8,900	1,400	3,900	11,400
1年当たりの贈与税額(B)	680	1,770	140	485	2,660
贈与税の合計(C) (A) × (B)	3,400	8,850	1,400	2,425	5,320
一括贈与した場合の贈与税(D)	10,355	20,495	8,105	8,105	8,105
税額の差異 (D) - (C)	6,955	11,645	6,705	5,680	2,785

※贈与税率の種類 一般：一般の場合の贈与税率
直系尊属：18歳以上の者が直系尊属からの受けた場合の贈与税率

